

伊東市総合事業関連情報

平成29年2月13日版

伊東市高齢者福祉課

内 容

1	総合事業移行に伴う、サービスの切り替え時期等について
2	総合事業移行に伴う、要支援認定更新申請・事業対象者申請の振分け等について

こちらでは、伊東市の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）についての様々な情報を皆様にお知らせします。

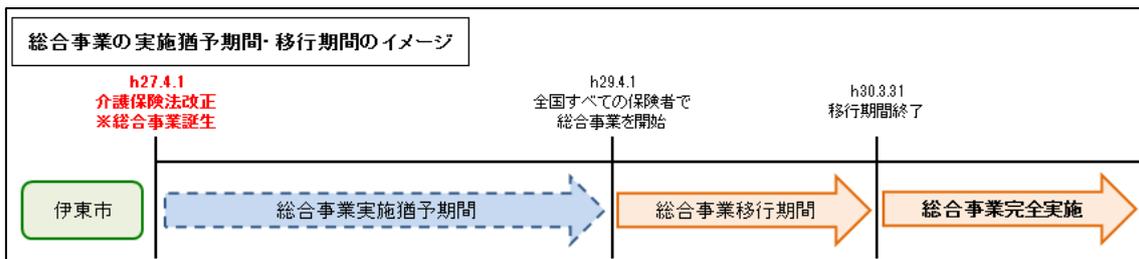
1. 総合事業移行に伴う、サービスの切り替え時期等について

【ポイント】

- 現に受けている要支援認定有効期間終了日が平成29年3月31日の方は、更新に伴い、総合事業サービスへ切替わります。

平成27年度の介護保険法改正により、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が誕生しました。その際、この総合事業の実施開始時期については、平成29年4月を期限として、保険者（市町村）の判断で定めることができると規定され、伊東市においては、平成29年4月1日と決めました。

総合事業開始後の1年間については、制度の移行期間とされ、円滑な移行を図るための規定が設けられており、そのなかで『総合事業開始時点以降も、既に要支援認定を受けている居宅要支援被保険者について、その認定更新まで予防給付を受けることができる』との規定があります。※介護保険法附則（平成26年6月25日法律83号）第11条



これを伊東市に当てはめて考えると、

『要支援認定有効期間の開始日が平成29年4月1日（総合事業開始日）**より前**の被保険者については、総合事業開始以降であっても、その認定有効期間の末日まで従前の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）を受けることができる。』ということになります。

逆に言えば、

『要支援認定有効期間の開始日が平成29年4月1日（総合事業開始日）**以降**の被保険者については、従前の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）を受けることはできない。』ということになります。

つまり、最も早い段階で総合事業サービスへ移行することになる（新規申請を除く）要支援認定者の条件は『**要支援認定有効期間の終了日が、平成29年3月31日である者**』となります。

要支援認定者の認定有効期間と利用できるサービス表

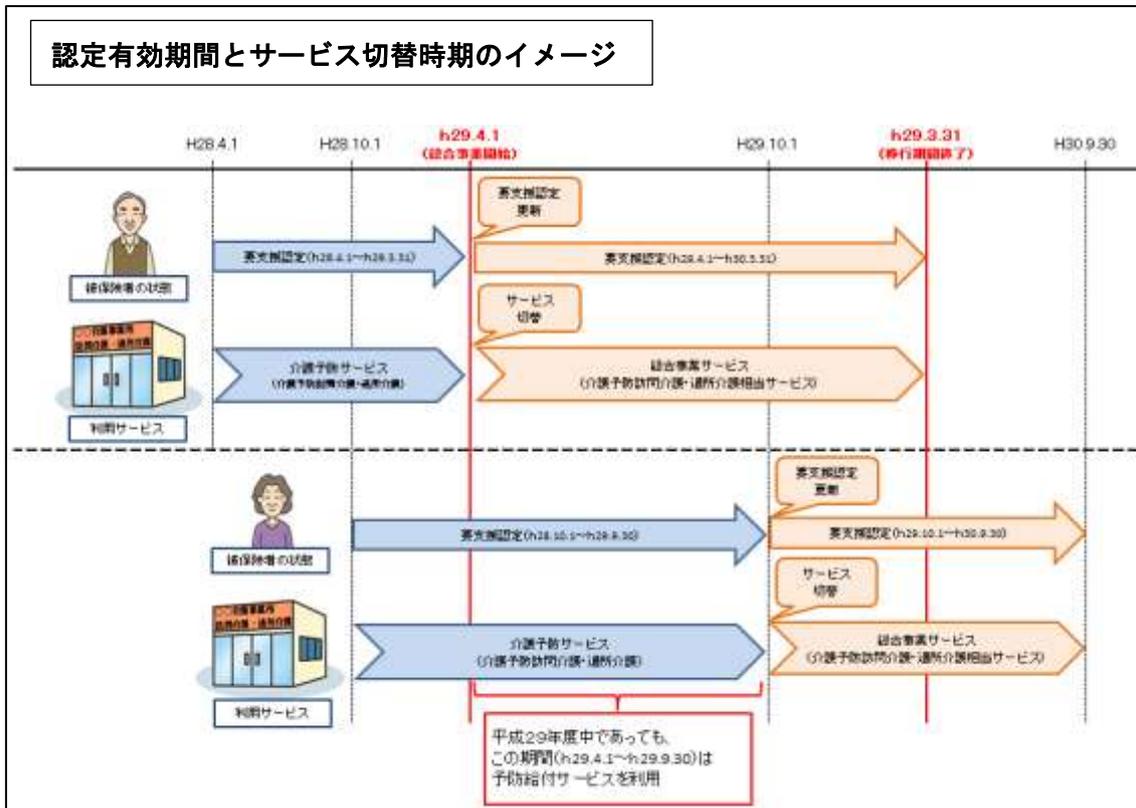
【例1】移行が最も早いパターン

↓認定有効期間↓	利用可能サービス	
	h 28. 4. 1～h 29. 3. 31	h 29. 4. 1～h 30. 3. 31
h 28. 4. 1～h 29. 3. 31 ↓更新 h 29. 4. 1～h 30. 3. 31	予防給付 (介護予防訪問介護・ 介護予防通所介護)	総合事業サービス (介護予防訪問介護相当サービス・ 介護予防通所介護相当サービス)

【例2】移行が最も遅いパターン

↓認定有効期間↓	利用可能サービス	
	h 29. 3. 1～h 30. 2. 28	h 30. 3. 1～h 31. 2. 28
h 29. 3. 1～h 30. 2. 28 ↓更新 h 30. 3. 1～h 31. 2. 28	予防給付 (介護予防訪問介護・ 介護予防通所介護)	総合事業サービス (介護予防訪問介護相当サービス・ 介護予防通所介護相当サービス)

※移行が発生するのは介護予防訪問介護・介護予防通所介護についてのみであり、福祉用具貸与や介護予防訪問看護等は要支援の認定を受けていれば、認定有効期間開始日がいづであっても利用可能です。



2. 総合事業移行に伴う、要支援認定更新申請・事業対象者申請の

振分け等について

【ポイント】

- ① 現に受けている認定有効期間終了日が平成29年4月30日の方から、要支援認定更新申請を行うのか、事業対象者申請を行うかの振分けを行ってください。
- ② 現在担当している要支援認定者を平成29年4月1日以降も担当する場合であっても、総合事業サービス利用に切り替わるタイミングで契約や重要事項説明書の交付を行う必要があります。

総合事業開始後、第1号被保険者の状態区分として【要介護認定者】・【要支援認定者】の他に、新たな区分である【事業対象者】が誕生します。

この【事業対象者】については、基本チェックリストにより判定され、総合事業サービスを利用することが可能です（原則基準緩和型サービスに限る）。

総合事業開始後は既に要支援認定を受けている被保険者について、その認定有効期間が終了する際に、

- ①引続き要支援認定を受けるために更新申請をするのか。
- ②要支援認定の更新をせず、事業対象者に切り替えるのか。

上記2つの選択肢が存在することになります。

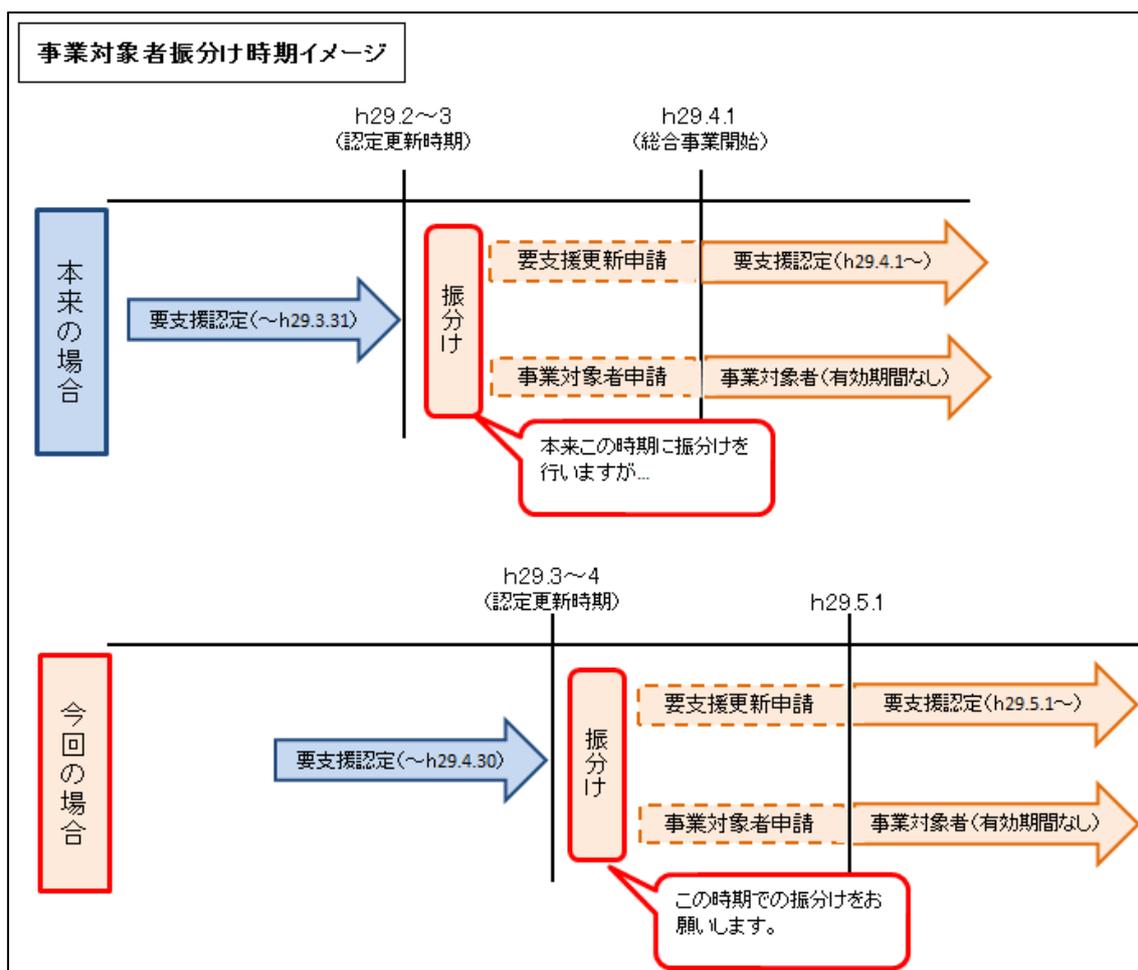
そのため、現に要支援認定者を担当している介護支援専門員（ケアマネージャー）には、その要支援認定者について、どちらの選択肢が適切であるのか、その判断（振分け）をしていただく必要があります。

この判断は、その要支援認定者の心身の状態及び必要とされるサービスの内容によってなされることになり、基準の一例を平成29年1・2月開催の説明会において示しているところです。

また、この判断を行う時期は、本来的には総合事業に移行する時期が最も早い方の更新時、つまり1. 総合事業移行に伴う、サービスの切り替え時期等についてにて示したとおり、要支援認定有効期間終了日が平成29年3月31日の方の更新時期ということになります。

しかし、この時点での振分けを行う場合、現実的には平成29年3月中に諸手続きを行う必要がありますが、伊東市の環境整備が未だ不十分であるため、手続きに混乱が生じることが予見されます。

このことから、当市においては、この振分けについて、最初に行う時期を要支援認定有効期間が平成29年4月30日で終了する被保険者の認定更新時期としていただけますよう、皆様をお願いいたします。なお、平成29年4月30日で要支援認定有効期間が終了する方については、認定更新通知は送られませんので、ご注意ください。



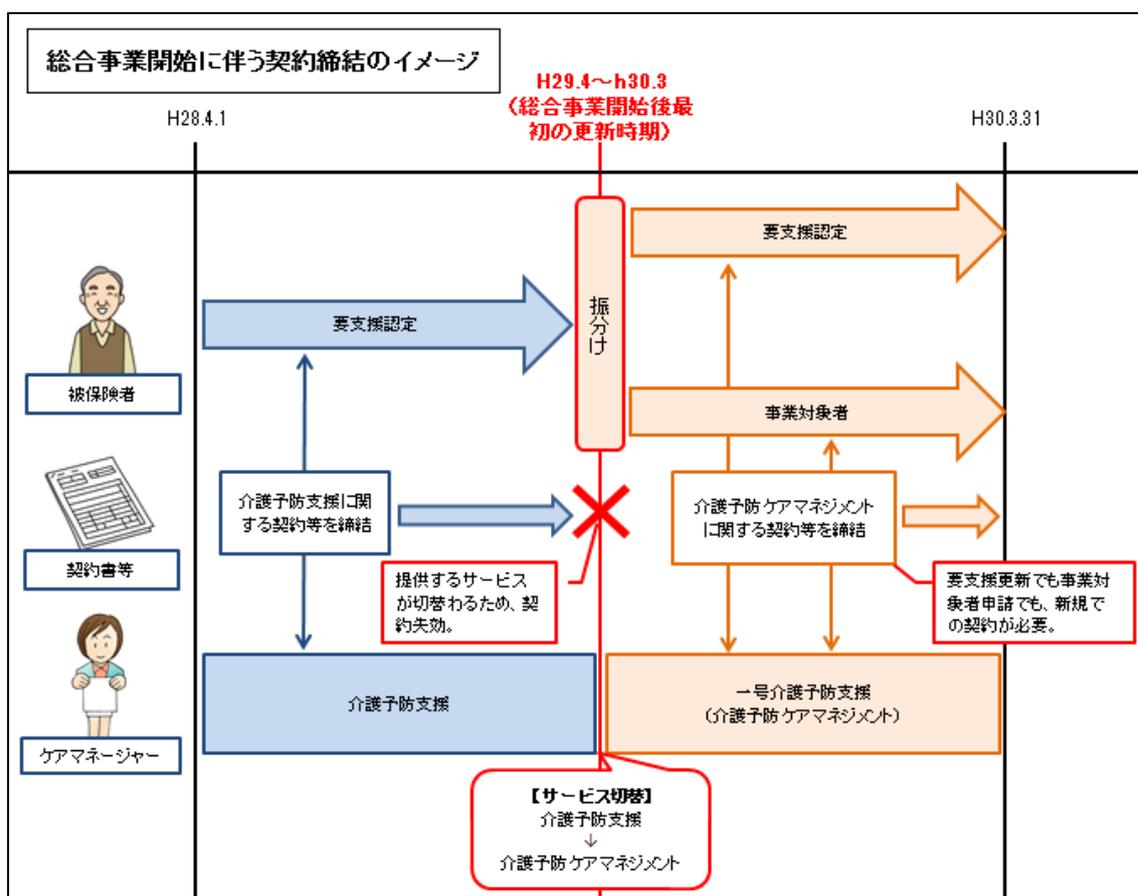
続いて、総合事業開始後最初の認定更新・切り替え時において、必要と思われる業務について、説明します。

総合事業開始にあたり、提供されるサービスが現在の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護・介護予防支援）が総合事業サービス（訪問型サービス・通所型サービス・介護予防ケアマネジメント）へと切り替わります。

このため、現在担当している要支援者で、総合事業切り替え後も現在と同等のサービス（介護予防相当サービス）を同一事業所で受ける場合であっても、利用者との契約等について、総合事業に対応したもので行っていただくことになります。

【例】利用サービスによる、契約等締結の必要性 ※既に予防給付の契約を締結している場合

書類	利用サービス内容		
	予防のみ	予防+総合事業	総合事業のみ
契約書	不要	必要	必要
重要事項説明書	不要	必要	必要
介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書	不要	必要	必要



これらのことから、現在要支援認定者の介護予防支援を担当している地域包括支援センター及びケアマネジャーにあっては、総合事業開始以降最初の当該要支援認定者の振分け時に行う業務として

- ①総合事業に対応した契約の締結
- ②総合事業に対応した重要事項説明書の説明及び交付
- ③介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の調達
- ④ケアプラン作成（従来と同様のモニタリング、サービス担当者会議開催等）

これら①～④の業務が生じると見込めますので、ご対応をお願いします。

総合事業開始後最初の更新時期及び振分けイメージ

H28.5.1

H29.2下旬

H29.3.1

H29.4.1
(総合事業開始)

H29.5.1

